

令和3年5月25日

事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

## 仮想個人勘定残高の「お知らせ」について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

当基金では、加入者の皆様に退職後のライフプランのご参考としていただくため、毎年5月後半に前年度末（当年3月末）時点の「仮想個人勘定残高」をお知らせすることとしています。

本年につきましても、加入者個人ごとの令和3年3月末時点の仮想個人勘定残高の「お知らせ」を、本日、各事業所に宛てて発送しますので、加入者の皆様に配付していただきますようお願い申し上げます。

なお、次ページ以降に「お知らせ」記載の用語の説明と想定されるご質問に対する回答を掲載しましたので、ご参照いただければ幸いです。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話：03-5114-5517（代表）

〈用語説明〉

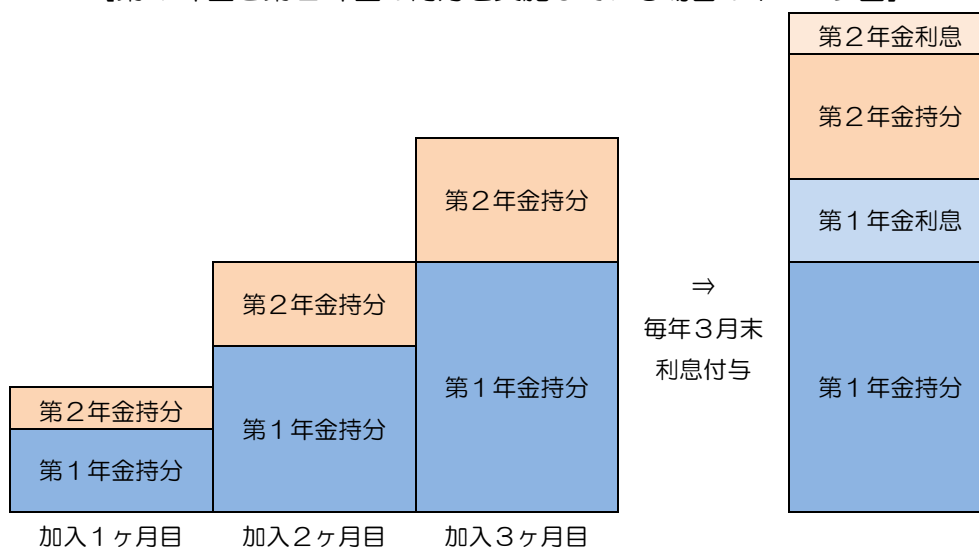
① 仮想個人勘定残高

当基金には、「第1年金」と「第2年金」の2つの制度があり、事業所によって・第1年金のみ実施・第2年金のみ実施・第1年金と第2年金の両方を実施と制度の状況に違いがあります。

「仮想個人勘定残高」は、給付の基礎となる数値（金額）です。第1年金と第2年金のそれぞれに「第1仮想個人勘定残高」「第2仮想個人勘定残高」があります。月々の掛金がそのまま持分として付与され、加入中は毎年3月末に利息が付与されます。なお、掛金は全額事業主のご負担です。加入者個人のご負担はありません。

|        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| 第1標準掛金 | 第1基準給与（年2回厚生年金の標準報酬月額に連動して変更）×1.1%  |
| 第2標準掛金 | 第2基準給与＝□数×1000円（□数は事業所の設定により1□～30□） |

〔第1年金と第2年金の両方を実施している場合のイメージ図〕



退職などにより当基金の加入者資格を喪失すると、加入者期間（※）が3年以上ある方には給付を受ける権利が発生します。給付を一時金として受ける場合は、その時点の仮想個人勘定残高を第1・第2のそれぞれで100円未満の端数を切り上げ、合計した金額となります。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や以前加入していた年金制度の資産などを当基金に移換した（持ち込んだ）方については、移換した資産の算定基礎期間を当基金の加入者期間と通算します。また、当基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

## ② 当年度持分付与額

令和2年4月分から令和3年3月分までの標準掛金の合計額です。また、令和2年度中に他の年金制度の資産を移換した方は、移換した資産の額がこの額に含まれています。

[持分付与の例]

第1基準給与 令和2年 4月分 ～ 令和2年 9月分 320,000円  
令和2年10月分 ～ 令和3年 3月分 340,000円

320,000円 × 1.1% × 6ヶ月分 = 21,120円

340,000円 × 1.1% × 6ヶ月分 = 22,440円 計43,560円

## ③ 当年度利息付与額

加入中は毎年3月末に利息が付与されます。利息には、直前の利息付与日（前年度末）における仮想個人勘定残高に付与される「第1利息」と直前の利息付与日以降付与された持分付与額に付与される「第2利息」があります。

第1利息の計算式： $A1 \times B \times C1 \div 12$

A1：直前の利息付与日における仮想個人勘定残高

B：利息付与率（再評価率）

C1：直前の利息付与日の翌日の属する月から利息付与日の属する月までの月数

第2利息の計算式： $A2 \times B \times C2 \div 12$

A2：直前の利息付与日以降、利息付与日までに付与された持分付与額

B：利息付与率（再評価率）

C2：A2の持分付与額が付与された持分付与時の属する月から利息付与日の属する月までの月数

利息付与率（再評価率）は前年1月から12月までの間に係る複合ベンチマーク収益率から0.5%を控除した率で、毎年4月に改定されます（上限5.0% 下限0.0%）。令和2年4月から令和3年3月までの利息付与率は4.6%です。

[利息の計算例]

令和2年3月末時点仮想個人勘定残高：57009円

第2標準掛金：1000円（1口）

第1利息

$$57009 \times 4.6 \div 100 \times 12 \div 12 = \underline{2622.414円}$$

第2利息

$$\text{令和2年4月分 } 1000 \times 4.6 \div 100 \times 12 \div 12 = 46$$

$$\text{令和2年5月分 } 1000 \times 4.6 \div 100 \times 11 \div 12 = 42.1666\dots$$

⋮

⋮

$$\text{令和3年2月分 } 1000 \times 4.6 \div 100 \times 2 \div 12 = 7.6666\dots$$

$$\text{3月分 } 1000 \times 4.6 \div 100 \times 1 \div 12 = 3.8333\dots$$

小計 299円

$$2622.414 + 299 = 2921.414 \text{ 1円未満端数切り上げ } \underline{2922円}$$

※第1利息は「第1年金に付与される利息」ではありません。前年度末時点の仮想個人勘定残高に付与される利息です。第1年金と第2年金の両方に加入している場合、それぞれの仮想個人勘定残高ごとに第1利息と第2利息を計算します。

※関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や以前加入していた年金制度の資産などを当基金に移換した（持ち込んだ）方については、移換した資産ごとに仮想個人勘定残高が設定されている場合があります、上記の計算例では実際の利息が算出できないことがあります。

<FAQ>

Q1 退職した加入者の「お知らせ」が届きました。

A1 「お知らせ」を作成したデータの基準となった届書の締切日は次のとおりです。

- 加入者資格の喪失及び加入者氏名の変更 : 4月30日までに受付  
(データによる場合は5月6日までに受付)
- 加入者資格の取得及び基準給与の変更・訂正 : 4月2日までに受付  
(データによる場合は4月5日までに受付)

退職した加入者の方の「お知らせ」が届いたとすれば、「加入者資格喪失届」を5月1日以降に受け付けたケース、または、まだご提出いただいていないケースとと思われます。

加入者資格を喪失し、給付を受ける権利が発生した方には、「加入者資格喪失届」をご提出いただいてから3～5週間後に、資格喪失時の仮想個人勘定残高に基づき、給付のご案内をお送りします。

したがって、このたびお送りした「お知らせ」は不要ですので、破棄して差し支えありません。「加入者資格喪失届」の提出状況をご確認ください。

Q2 今年4月に入社した加入者の「お知らせ」が届いていません。

A2 このたびの「お知らせ」は令和3年3月末時点の仮想個人勘定残高をご案内するものです。4月以降に加入者となった方の分は作成していません。

Q3 65歳以上の者の「お知らせ」が届いていません。

A3 当基金では加入者の年齢の上限が65歳です。加入者ではないため、65歳以上の方の分の「お知らせ」は作成していません。

65歳到達で加入者資格を喪失した方には、退職した方と同様に、資格喪失届をご提出いただいてから3～5週間後に給付のご案内を送付しています。

Q4 62歳以上65歳未満の者の「お知らせ」が届いていません。

A4 前述したように当基金では加入者の年齢の上限が65歳であるため、加入者資格取得届が提出された際、65歳到達まで加入しても加入者期間が3年に満たない方（給付を受ける権利が発生しない方）については、加入者としません。

ただし、62歳以上65歳未満の方でも、次のいずれかに該当する場合は加入者となります。

- i 平成28年6月30日以前から関東ITソフトウェア厚生年金基金の加入員で、引き続き当基金の加入者となった場合
- ii 関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金を当基金に持ち込み、受給待期者となっていた方が当基金に加入した場合
- iii 加入者資格を喪失し、給付を受ける権利が発生した方が給付を受けることなく当基金に再加入した場合

Q5 加入者期間が3年未満の者にも「お知らせ」が届きましたが、この者がすぐに退職した場合も給付が受けられるのでしょうか。

A5 当基金の給付を受けるには、原則として加入者期間が3年以上必要です。退職などにより加入者資格を喪失した時点で期間が3年未満の方は給付が受けられません。このたびの「お知らせ」は3月末時点の仮想個人勘定残高を把握していただくためのものであるとお考えください。

ただし、関東ITソフトウェア厚生年金基金の分配金や他の年金制度の資産などを当基金に移換した方については、移換した資産の算定基礎期間を当基金の加入者期間と通算します。また、当基金の一時金を受けるために必要な期間が「3年以上」ではなく、「1ヶ月以上」となります。

Q6 「令和3年3月末基準給与（参考）」から求めた標準掛金の額に12を乗じ、1年分の掛金額を算出しましたが、「当年度持分付与額」と一致しません。

A6 第1年金及び第2年金の変額コースでは、年2回、4月と10月に該当者について「基準給与変更届」をご提出いただくことにより基準給与が変更になることがあります。10月に「基準給与変更届」を提出し、基準給与が9月以前のものから変更になっていないかご確認ください。

また、令和2年4月から令和3年3月までの間に他の年金制度の資産を当基金に移換した方については、移換した資産額が「当年度持分付与額」に含まれています。